

「中部ブロック発注者協議会」規約

（設置）

第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という）（平成17年法律第18号）」第7条第3項及び第21条第4項に基づき中部ブロック発注者協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携や、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者の支援等により、発注者間の協力体制を強化するとともに地域を支える建設生産システムの向上に関する各種施策の推進・強化を図り、もって中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、次の事項について連絡調整を行うとともに、取り組みの強化を図る。

- 一 品確法に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策について
- 二 地域を支える建設生産システム向上のための具体的な施策について
- 三 発注者に対する支援施策について
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長を置き、国土交通省中部地方整備局長がこれにあたる。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、農林水産省東海農政局長がこれにあたる。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事会）

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

併せて各県地域における取り組みの円滑化を図るものとする。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、国土交通省中部地方整備局企画部長がこれにあたる。
- 4 幹事会に副幹事長を置き、農林水産省東海農政局農村振興部長がこれにあたる。

(部会)

第8条 全ての市町村が各施策を推進・強化するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の各県に部会を設置する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、中部地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この規約は、平成20年11月18日から施行する。
この規約は、平成24年5月16日から施行する。
この規約は、平成25年1月21日から施行する。
この規約は、平成26年10月31日から施行する。
この規約は、平成28年2月29日から施行する。
この規約は、平成29年9月28日から施行する。
この規約は、平成30年2月27日から施行する。
この規約は、平成30年7月27日から施行する。
この規約は、令和元年7月25日から施行する。
この規約は、令和2年6月19日から施行する。
この規約は、令和3年7月30日から施行する。
この規約は、令和4年6月24日から施行する。
この規約は、令和5年6月30日から施行する。
この規約は、令和6年6月28日から施行する。

第 4 条関係（委員）

会 副 委	長 会 員	国土交通省	中部地方整備局長
		農林水産省	東海農政局長
		警察庁	中部管区警察局 総務監察・広域調整部長
		警察庁	中部管区警察学校長
		財務省	東海財務局 総務部次長
		財務省	名古屋税関 総務部長
		国税庁	名古屋国税局 総務部次長
		厚生労働省	東海北陸厚生局長
		厚生労働省	岐阜労働局長
		厚生労働省	静岡労働局長
		厚生労働省	愛知労働局長
		厚生労働省	三重労働局長
		林野庁	中部森林管理局長
		経済産業省	中部経済産業局 総務企画部長
		国土交通省	中部運輸局長
		海上保安庁	第四管区海上保安本部 総務部長
		環境省	中部地方環境事務所長
		岐阜県	副知事
		静岡県	副知事
		愛知県	副知事
		三重県	副知事
		静岡市	副市長
		浜松市	副市長
		名古屋市	副市長
		岐阜県部会	で決定する者
		静岡県部会	で決定する者
		愛知県部会	で決定する者
		三重県部会	で決定する者
		中日本高速道路株式会社	名古屋支社長
		(独)都市再生機構	中部支社長
		(国)日本原子力研究開発機構	東濃地科学センター 所長
		(独)水資源機構	中部支社長
		静岡県道路公社	理事長
		愛知県道路公社	理事長
		名古屋高速道路公社	理事長
		名古屋港管理組合	副管理者
		四日市港管理組合	副管理者
		日本下水道事業団	東海総合事務所長
オブザーバー		法務省名古屋法務局	
		名古屋高等裁判所	

第 7 条関係（幹事）

幹事長	国土交通省 中部地方整備局 企画部長
副幹事長	農林水産省 東海農政局 農村振興部長
幹事	警察庁 中部管区警察局 総務監察・広域調整部 会計課長
	警察庁 中部管区警察学校 庶務部長
	財務省 東海財務局 会計課長
	財務省 名古屋税関 会計課長
	国税庁 名古屋国税局 総務部 営繕監理官
	厚生労働省 東海北陸厚生局 総務課長
	厚生労働省 岐阜労働局 総務部長
	厚生労働省 静岡労働局 総務部長
	厚生労働省 愛知労働局 総務部長
	厚生労働省 三重労働局 総務部長
	林野庁 中部森林管理局 総務企画部長
	経済産業省 中部経済産業局 総務企画部 会計課長
	国土交通省 中部地方整備局 総務部長
	国土交通省 中部地方整備局 営繕部長
	国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省 中部運輸局 総務部長
	海上保安庁 第四管区海上保安本部 経理課長
	環境省 中部地方環境事務所 統括自然保護企画官
	岐阜県 県土整備部長
	静岡県 交通基盤部長
	静岡県 経済産業部農林水産担当部長
	愛知県 建設局長
	愛知県 農林基盤局長
	三重県 県土整備部理事
	三重県 農林水産部長
	静岡市 建設局長
	浜松市 財務部長
	名古屋市 財政局 担当局長（契約監理）
	岐阜県部会で決定する者
	静岡県部会で決定する者
	愛知県部会で決定する者
	三重県部会で決定する者
	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 環境・技術管理部長
	（独）都市再生機構 中部支社 住宅経営部次長
	（国）日本原子力研究開発機構 東濃地科学センター
	保安・施設管理課マネージャー
	（独）水資源機構 中部支社 次長
	静岡県道路公社 道路部長
	愛知県道路公社 事業部長
	名古屋高速道路公社 総務部長
	名古屋港管理組合 建設部担当部長（技術調整担当）
	四日市港管理組合 経営企画部理事
	日本下水道事業団 東海総合事務所 施工管理課長

オブザーバー	法務省名古屋法務局
	名古屋高等裁判所
	国土交通省 中部地方整備局 建政部